

有料・無料職業紹介事業 変更等手続提出書類一覧表

項目	変更の届出										取次機関の追加	届出制手数料表の届出・変更	有料・無料職業紹介事業許可証再交付			
	法人名称・氏名	住所	代表者（法人のみ）	代表者の氏名のみ・住所のみ（法人）※7	役員（法人）	役員の氏名のみ・住所のみ（法人）※7	事業所の名称	事業所の所在地	職業紹介責任者（交代・新任）	職業紹介責任者の氏名のみ・住所のみ※7				兼業の種類	事業所の新設 ※4	事業所の廃止 ※6
提出期日		提出部数 正 コピー		変更日の翌日から 10日以内					変更日の翌日から 30日以内		変更日の翌日から 10日以内		速やかに		事前	
申請・届出書類	職業紹介事業計画書	【様式第2号】	1	2								○				
	届出制手数料届出書	【様式第3号】	1	2												○
	職業紹介事業変更届出書等	【様式第6号】	1	2			○	○	○	○		○	○	○		
	職業紹介事業変更届出書 及び職業紹介事業許可証書換申請書	【様式第6号】	1	2	○	○			○	○						
	職業紹介事業許可証再交付申請書	【様式第6号】	1	2												○
	取扱職種の範囲等の届出書	【様式第6号】	1	2								△		○		
添付書類	定款(写し)又は寄付行為(写し)		-	2	法人 ○	法人 △					法人 ○					
	法人の登記事項証明書		1	1	法人 ○	法人 ○	○	○	○	○	法人 ○					
	代表者の住民票(本籍地(外国人の場合は国籍及び在留資格)の記載のあるものに限る)※9		1	1	個人 ○	個人 ○	○	△								
	代表者の履歴書(注:履歴書記入見本参照)		1	1		個人 ○										
	役員の住民票(本籍地(外国人の場合は国籍及び在留資格)の記載のあるものに限る)※9		1	1					○	△						
	役員の履歴書(注:履歴書記入見本参照)		1	1					○							
	財産的基礎関係書類(必要書類は下欄を参照)											△ ※5				
	不動産登記事項証明書(申請者が所有する場合)	※1	1	1									○			
	不動産賃貸借契約書等(他人が所有する場合) ※2		-	2									○			
	職業紹介責任者の住民票(本籍地(外国人の場合は国籍及び在留資格)の記載のあるものに限る)※9		1	1							○	△		○		
	職業紹介責任者の履歴書(注:履歴書記入見本参照)		1	1							○			○		
	個人情報適正管理規程		1	1										○		
	業務の運営に関する規程		1	1										○		
	手数料表		1	1										○		○
職業紹介責任者講習の受講証明書		-	2							○		○				
有料・無料職業紹介事業許可証及び許可条件通知書の返納 (後日新しい許可証と交換となります。(事業所廃止の場合は届出時に返納してください。))													○	○		△

法人の場合の財産的基礎関係書類		提出部数	
		正	コピー
貸借対照表 (最近の事業年度のもので、税務署に提出したものの写し)		-	2
損益計算書 (最近の事業年度のもので、税務署に提出したものの写し)		-	2
株主資本等変動計算書 (最近の事業年度のもので、税務署に提出したものの写し)		-	2
法人税の納税申告書(別表1)の写し (税務署の受付印※3のあるもの)		-	2
法人税の納税申告書(別表4)の写し		-	2
法人税の納税証明書(その2 所得金額用)		1	1

個人の場合の財産的基礎関係書類		提出部数	
		正	コピー
青色申告 ※8 の場合	所得税の納税申告書の写し (最近の納税期のもので、税務署の受付印のあるもの) ※3	-	2
	納税証明書(その2)(最近の納税期のもの)	1	1
	貸借対照表の写し(最近の納税期のもの)	-	2
	損益計算書の写し(最近の納税期のもの)		
上記以外 の場合	不動産登記事項証明書(土地、建物)	1	1
	固定資産税評価額証明書	1	1
	預金残高証明書(納税期末日のもの)	1	1
	貸付金残高証明書等(納税期末日のもの)	1	1

- ※1: 事務所の見取り図(寸法、面積の記載のあるもの)を添付してください。
 - ※2: 転貸となっている場合は、建物の所有者が「転貸の承諾」を行っていることの確認が必要となり、所有者と貸主の間で締結されている賃貸借契約書(原契約)の写しの提出が必要となります。
 - ※3: 電子申請の場合は、電子納税申告システム(e-tax)から自動返信される「受信通知(メール詳細)」をプリントアウトし、受付印の代替として提出してください。
 - ※4: 事業所の新設を行う場合は、事前に余裕を持って岐阜労働局需給調整事業室に相談してください。
 - ※5: 有料・無料職業紹介事業許可条件通知書に記載のある事業所数を超過して事業所を新設する場合は、「財産的基礎関係書類」の提出が必要です。
 - ※6: すべての事業所を廃止する場合は、変更届ではなく、職業紹介事業廃止届(様式第7号)となります。
 - ※7: 代表者・役員・職業紹介責任者の氏名のみの変更の場合は、変更内容が確認できる公的書類を、住所のみの変更の場合は住民票(本籍地(外国人の場合は国籍及び在留資格)の記載のあるものに限る)を添付してください。
役員の住所のみの変更の場合は、法人の登記事項証明書は不要です。
 - ※8: 簡易な記載事項の損益計算書のみ作成する場合を除く。
 - ※9: マイナンバーが記載されていないものに限ります。
- <お願い> 上記書類以外に、補足資料の提出をお願いすることがあります。